

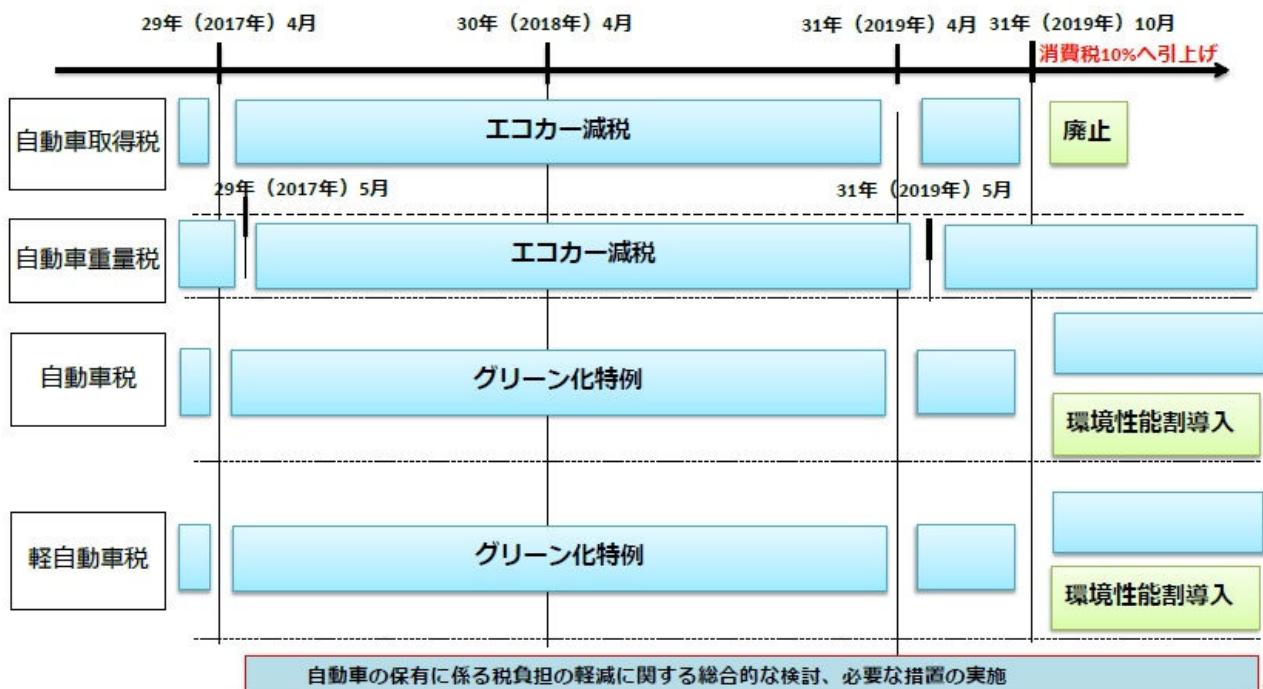
関係省の平成 30 年度税制改正要望のポイント

(関係項目の抜粋)

【経済産業省】

◇車体課税の抜本見直し (自動車取得税、自動車重量税、自動車税、軽自動車税)

- 平成 29 年度与党税制改正大綱等を踏まえ、ユーザー負担の軽減や簡素化等の観点から、自動車重量税の当分の間税率の廃止を前提にしつつ、自動車税の税率引下げ等の車体課税の抜本的な見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。



【平成 29 年度与党税制改正大綱】(抜粋)

消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に向けた総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

◇自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長 (自動車取得税)

- 中古車流通の円滑化を通じ、省資源化及び循環型社会形成を促進する観点から、自動車取得税の免税点に係る特例措置について、適用期限の延長 (1 年 6 カ月間) を図る。

◇先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設（法人税・法人住民税・所得税・事業税）

- ・2030年度のエネルギー・ミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネのさらなる導入拡大を進めることが重要。
- ・そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を促進する税制措置を新設。
- ・適用期限は平成31年度末まで。

◇バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長（揮発油税）

- ・地球温暖化対策の観点からバイオ由来燃料を混合したガソリンの普及を促進するため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税する措置について、適用期限の延長（5年間）を図る。

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- ・事業者の公害防止対策に対する取組の促進を図るため、事業者が設置する公害防止施設に係る固定資産税の軽減措置について、適用期間の延長（2年）を図る。

【国土交通省】

◇先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車取得税）

- ・交通事故の防止及び被害の軽減のため、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置を搭載したトラック・バスに係る特例措置を自動車重量税について3年間延長する。また、車線逸脱警報装置を備えたトラック・バスに係る特例措置の対象を拡充する

要望の概要						
特例内容 措置	上記①、②の装置	自動車重量税(国税)	自動車取得税(地方税)	対象車両	対象期間	
	1装置装着	50%軽減(初回のみ)	取得価額から350万円控除		自動車重量税	自動車取得税
	2装置装着	75%軽減(初回のみ)	取得価額から525万円控除		平成27年5月1日～ 平成30年4月30日	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日
要望						
要望	上記の特例措置	上記参照	延長	トラック・ バス	拡充	延長
	1装置装着 (上記③の装置)	25%軽減(初回のみ)	拡充		平成30年5月1日～ 平成33年4月30日 (3年間)	拡充
要望						
要望	上記の特例措置	上記参照	延長	トラック・ バス	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 (1年間)	拡充
	1装置装着 (上記③の装置)	25%軽減(初回のみ)	拡充		平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 (1年間)	拡充

◇バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税）

- ・高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）に係る特例措置を3年間延長する。

要望の概要	
特例措置の内容	
①ノンステップバス ②リフト付きバス ③ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)	初回分を免税
要望	
現行のバリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置について、3年間延長する。	

◇自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長（自動車取得税）

- ・省資源化及び循環型社会形成の促進等の観点から、中古自動車の流通の活性化を図るため、自動車取得税の免税点に係る特例措置を1年6カ月間延長する。

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- ・地球環境の保護及び公害の防止を図るため、自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

【環境省】

◇税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

○地球温暖化対策

- ・「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

○自動車環境対策

- ・地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準について、ごみ処理施設については1/2、一般廃棄物の最終処分場については2/3、P C B 廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/3、汚水・廃液処理施設については1/3を参照して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村条例で定める割合とする特例措置について、適用期限を2年間延長する。

以上

（日本自動車会議所まとめ）